

(5) 後納の処分費用の支払いについて

ア 提出書類の作成方法

- 産業廃棄物継続搬入届出書ごとに、**産業廃棄物処分費用後納承認申請書**を作成してください。
- 記入例を基にして申請用紙に必要事項を記入し、代表者印を押印してください。
- 以下の書類を添付してください。
 - ・公共事業の契約書の写し（横浜市以外の公共事業の場合は副申書も添付）
 - ・住民票又は法人登記簿の写し（公共事業の場合は不要）
 - ・市民税又は法人市民税の直近の期の領収書又はその写し（公共事業の場合は不要）
- 搬入・運搬者が2社以上にわたる場合は、**主要な業者1社**を記入してください。

イ 支払い手順

① 納入通知	搬入届出書ごとに1か月分（月末締め）の処分費用を集計し、翌月の10日前後に納入通知書を申請者（申請書当該欄に記載された住所）に送付します。
② 納付	納入通知書が届きましたら、必ず 納期限までに 取扱い金融機関（納入通知書裏面記載）に所定金額を納付してください。

ウ 注意事項（納付が遅れた場合の取扱い）

(ア) 指定された納期限までに処分費用を納付しない場合は、次の措置を講じます。

●搬入停止

申請者がすでに届け出ている**後納支払いによる継続搬入を全て停止**します。

納付済みであっても、納期限を1日でも超過していれば停止の対象となります。

搬入停止となった場合、残っている産業廃棄物搬入確認書を返却してください。

また、搬入停止となったものについて搬入を希望する場合は、滞納している処分費用を納めた上で、改めて産業廃棄物継続搬入届出書を提出する必要があります。（現金支払いによる届出となります。）

●後納停止

以後1年間、**後納を停止**します。

後納停止期間中は後納承認申請ができません。搬入を希望する場合は、**現金支払いのみ**となります。

搬入停止及び後納停止については、文書で通知します。

(イ) 滞納が解消されない場合は督促状を送付します。督促状に記載された指定期限までに所定額が納付されない場合、延滞金（指定期限の翌日から納付までの日数に応じ、その納付金額について下記※の割合を乗じて計算したもの）も併せて徴収されます。

※延滞金の割合：特例基準割合（各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における短期貸付けの平均利率の合計を12で除して計算した割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1パーセントの割合を加算した割合）に、年7.3%を加算した割合

(ウ) 上記措置を講じた場合、本市公共工事によるものについては、工事発注課へ連絡します。